

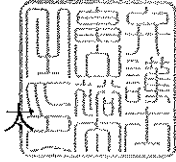


訴 状

平成27年2月24日

仙台地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 畠 山 裕



外

政務活動費返還履行請求事件（住民訴訟）

訴訟物の価額 1,600,000円（算定不能につき）
ちょう用印紙額 13,000円

請求の趣旨

- 1 被告は、菊地恵一及び自由民主党・県民会議に対し、連帯して金442,394円及びこれに対する平成26年12月18日から支払い済みまでそれぞれ年5分の割合による金員を宮城県に支払うよう請求せよ。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 事案の概要

本件は、平成26年3月20日の宮城県議会の決定のもと、同年5月5日から同月9日に行われた「ベトナム社会主義共和国における本県企業の進出実態、現地地方政府による企業進出奨励策、工業団地・新市街地形成状況、第一次産業の実態等に関する調査」（別紙1参照。以下、「本件海外視察」という。）に、別紙1の「議員」欄記載の議員7名（以下、「派遣議員ら」という。）が派遣された中、本件海外視察に政務活動として同行した（以下、「本件同行視察」という。）菊地恵一議員が、本件同行視

察費用を政務活動費から支出したことが違法であることを理由に、宮城県に生じた損害を填補すべく、請求の趣旨記載の判決を求める住民訴訟である。

なお、以後、議会の決定によって特定の議員を海外視察に派遣することを「議会による海外視察」といい、議会による海外視察に、派遣議員以外の議員が政務活動費を用いて同行することを「同行視察」という。

第2 当事者

- 1 原告は、国および地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社団である。
- 2 被告は宮城県知事であり、地方自治法242条の2第1項4号の執行機関である。
被告は、菊地恵一議員に対し、違法に旅費等の支出を行い、同人に対する同旅費等の返還請求等を違法に怠っているものである。
- 3 菊地恵一議員は、宮城県議会議員（所属会派：自由民主党・県民会議）であり、本件海外視察に同行視察した者である。
- 4 自由民主党・県民会議（代表：中山耕一）は、宮城県議会内で同一の行動をとるために宮城県議会議員によって構成された会派の一つであり、権利能力なき社団である。
- 5 派遣議員らは、いずれも宮城県議会議員（所属会派：自由民主党・県民会議）であり、本件海外視察を行った者である。

なお、当初、寺澤正志議員も議会による海外視察について派遣決定を受けていたが、参加をとりやめた。

第3 本件海外視察の経過

- 1 住民監査請求に係る監査結果について（通知）（甲1）及び以後引用する証拠によれば、以下の通りである。
- 2 平成25年秋ころ、派遣議員らの1人である小野隆議員は、菊地恵一議員に対し、本件海外視察の企画立案について相談した。
なお、小野隆議員は、当時、宮城県議会商工議連会長の地位、菊地恵一議員は、当商工議連の幹事長の地位にあった。菊地恵一議員は、日頃から当議連の庶務事務を取扱う立場にあった。
- 3 菊地恵一議員は、他の地域への調査視察を企画中であったため、本件海外視察に派遣議員として参加する予定は無かった（甲1 18頁 二）。

4 小野隆議員は、派遣議員ら及び寺澤正志議員の代表として、平成26年3月14日付「海外行政視察申出書」（甲2。以下、「本件申出書」という。）を宮城県議会議長に対し提出した。具体的な訪問先については、同申出書添付の行程表及び平成26年8月7日付海外行政視察報告書（甲14）記載のとおりである。

5 宮城県議会議長は、本件申出書の内容を審査した（時期は不明）。その後である同年3月19日、宮城県議会の議会運営委員会で本件海外視察が承認された。

宮城県議会は、平成26年3月20日、派遣議員ら及び寺澤正志議員をベトナム社会主義共和国に派遣する旨の決定した（甲3。以下、「本件派遣決定」という。）。

6 宮城県議会事務局政務調査課は、平成26年4月7日付で、「県議会議員の海外渡航に伴う便宜供与について」と題する文書（甲4）を起案したが、当該文書には、派遣議員ら、寺澤正志議員の他、菊地恵一議員も渡航者として名を連ねていた。

7 寺澤正志議員は、平成26年4月15日付で、「関係諸団体総会出席のため」という理由で本件海外視察の議員派遣の取消を宮城県会議員議長に申請し（甲5）、承認され、同年4月21日の議会運営委員会及び同年5月21日の第347階宮城県議会（平成26年5月臨時会）にその旨が報告された（甲1参照）。そして、同年5月21日付で、寺澤正志議員の派遣が取り消された（甲6）。

8 同年5月5日から同年5月9日、本件海外視察が実施され、菊地恵一議員は、本件同行視察を行った。その行程は、後述する海外視察終了届出書（甲13）及び甲1等に記載のとおりである。

なお、菊地恵一議員は、同月7日の行程については、体調不良により派遣議員らと行動を共にしなかった。

9 本件海外視察に対して、宮城県は、同年4月21日、派遣議員ら及び寺澤正志議員に対し、合計3,935,664円を支出した（甲7）。

また、宮城県は、同年6月11日、派遣議員の一人である小野隆議員に対し、3,650円を追加支出した（甲8）。

派遣議員ら及び寺澤正志議員への支出額の詳細は、別紙2記載のとおりであるが、参加議員（8人）に支給された総額は、3,939,314円となり、これを参加人数（8人）で割ると一人あたりの平均支出額は492,414円となる。

なお、その後、寺澤正志議員に支給された490,650円は返納された（甲9）。

また、上記のほか、宮城県は、平成26年5月12日、平成26年4月10日付

本件海外視察に関する通訳手配業務契約（甲10）に基づき、270,000円を支出した（甲11）。

以上のことから、本件海外視察について宮城県が支出した費用は、3,718,664円となる。

10 宮城県は、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例及び政務活動費交付の手引（甲15）に基づき、自由民主党・県民会議を通じて、菊地恵一議員に対し、下記のとおり合計442,394円を政務活動費として支払った（甲12の第25頁参照。）。

なお、上記支出は、平成26年10月15日、同月20日及び同年12月18日の3回に分けて交付された（甲1）が、それぞれの日に支給された金額の内訳は判然としない。

	記
自宅と空港往復旅費	7,024円
駐車料	3,000円
航空賃	240,000円
現地交通費	123,000円
宿泊費	51,000円
施設使用料	18,370円
合計	442,394円

なお、菊地恵一議員が、現地において、自分自身で通訳を用いたか、通訳を用いずに会話をしたか、全く現地の人と会話をしなかったかは明らかではない。

また、本件同行視察が行われたのは平成26年5月5日～9日であり、駐車料は同月9日、それ以外の費用も同年7月25日には支出されているにもかかわらず、何故「平成26年10月15日、同月20日及び同年12月18日」という時期に支出されたのか、その理由は判然としない。

11 本件海外視察終了後、派遣議員らから同年5月15日付で、海外行政視察終了届出書（甲13）、同年8月7日、海外行政視察報告書（甲14。以下、「本件報告書」という。）が宮城県議会議長宛に提出された。

12 現在に至るまで、宮城県から、菊地恵一議員及び自由民主党・県民会議に対し、本件公金支出の返還を求める等の措置は執られておらず、また、同議員は、本件公

金支出相当額の返還等はなされていない。

第4 議会による海外視察と、同行視察の違い

1 議会による海外視察に関する定め

(1) 議会による海外視察については、

- ・宮城県議会が派遣内容、派遣議員等を決定する
- ・議員1人あたり任期中2回まで、合計90万円までの費用が政務活動費とは別に支弁される
- ・視察終了後、議長に対する海外視察報告書の提出が義務づけられる。
- ・海外視察報告書は、議会図書室に配架され、閲覧ができる。

といった特徴がある。

以下、詳述する。

(2) 地方自治法第100条第13項は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めている。

(3) これを受け、宮城県議会規則第130条は「地方自治法第100条13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と定めている。

(4) なお、宮城県議会議員の海外視察である外国旅行については、県議会議員の報酬等に関する条例（平成12年宮城県条例第95号。以下、「議員報酬条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、費用弁償を支給することとされており、その種類、額及び支給方法については、同条第2項から第4項までに定めるところにより、法令及び議員報酬条例に特段の定めがあるもののほかは、県の一般職の職員の旅費の例によることとしている。

すなわち、費用弁償の種類については、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）で航空賃、鉄道賃、車賃、船賃、定額による旅行雑費、宿泊料及び食卓料が対象経費となっており、ガイド料や昼食代については対象外となっている。また、通訳料については、県が旅行取扱業者と契約を行い、視察の終了後に直接支払われる。

- (5) 費用弁償の額については、議員報酬条例第6条第3項で車賃、定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料の額が規定されているほかは、県の一般職の職員の例による。ただし、議員の海外視察の費用弁償については、平成18年10月2日付議長通知「議員海外調査費について」により、議員の任期中に2回以内で90万円の範囲内とされており、支給上限額の90万円を超える費用については、各議員が自己負担することとされている。

そのほか、費用弁償の支給に当たっては、知事の補助執行者である議会事務局において、費用弁償請求書に添付された旅行取扱業者からの見積書及び日程表に基づき費用弁償額を算定し、概算払いにより支給している。そして、外国内での車賃は実費支給とされていることから、旅行取扱業者から支払証明書を徴収し、精算確認を行う。

なお、念のために述べておくと、上記費用の支弁は、政務活動費とは異なるものであり、宮城県議会事務局によれば、この海外視察費の支給と政務活動費からの支出を「合算」して対応することは許されない（甲1 18頁 二参照）。

- (6) また、宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領（平成8年4月1日実施平成12年6月12日改正）の第2では、「議会は、議員を海外に派遣するときは、あらかじめ定める予算の範囲内において行うことができる。」とされ、また第4では「海外視察終了後は、速やかに『海外視察報告書』を議長に提出するものとする」とされ、視察報告が義務付けられている。

そして、議会では、当該海外視察報告書は、議会図書室に配架され閲覧に供せられる。

2 政務活動費による海外視察について

- (1) 宮城県議会の議員が政務活動として海外視察をした場合に政務活動費を受け取るには、

- ・事後的な会派の審査しか必要で無い（議会の決定は必要ではない）。
- ・視察の内容について、詳細な報告は求められていない。
- ・会派が認める限り、支出できる金額や回数に限定は無い。

といった特徴がある。

以下、詳述する。

- (2) 地方自治法第100条第14項は、政務活動費を「議員の調査研究その他の活

動に資するため必要な経費の一部として交付することができる。」とし、「政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」としている。

そして、宮城県では、「宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例」が定められており（以下、「政務活動費条例」という。）、政務活動費条例第2条において、政務活動費が、「調査研究」に充てることができる旨定められている。

また、宮城県議会では、第8頁の「使途項目ごとの具体例」の調査研究費の項目に「①県内外における調査・視察（海外視察含む）」と記載されているため、これが根拠であるとされている（甲1の第27頁参照）。

(3) 政務活動費は、月額35万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を当該会派に交付するものとされている（政務活動費条例4条）。

そして、政務活動費の手引（甲15）によれば、会派の所属議員は、月ごとに精算報告書を会派に提出し、会派の審査を経た後で政務活動費が当該所属議員に支払われる（甲15 22頁）。

3 議会による海外視察と政務活動費による海外視察の違い

ア 政務活動として行う海外視察は、費用については会派のチェックしかないので、議会決定が伴う議会による海外視察よりも、議員個人としては行いやすい。

イ また、会派が費用として認める限り、その金額にも制限が無いので、場合によっては、議会による海外視察よりも、多額の費用を公費で支出することができる。

ウ しかし、政務活動費は、「議員一人当たり月額35万円」という基準で会派に支給されているため、特定の議員が、上記35万円を越えた支出をすることは他の議員との公平という観点からはばかられる。

そのため、議員にとって、多額の費用がかかる長期海外視察は、政務活動費としてではなく、議会による海外視察として議会から別途支給を受けることが便宜である。

そこで、政務活動費からその費用の支弁が受けられる場合は、政務活動として海外視察を行って議会による海外視察として多額の費用の支弁を受けられる機会を温存し、別の機会に90万円を使用してさらに海外に赴こうとする動機が生まれる。

4 同行視察について

同行視察は、議会による海外視察と同時に、同行程で、政務活動費を用いて海外

視察を行うものである。

議員にしてみると、前項の理由から、会派が支出を許す場合は政務活動費で同行視察をすれば、議会による海外視察による90万円を温存できるので、経済的なメリットが大きい。

しかし、同行視察は、以下にみるように明らかに不必要であり、違法である。

第5 同行視察の違法性

1 政務活動費の支出の違法性の判断基準

地方自治法第100条第14項の趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解されている。

そうであれば、仮に形式的に政務活動費条例や手引に合致する支出であっても、上記趣旨に合致しない支出は、違法であるというべきである。

2 議会による海外視察の決定の意味

- (1) 議会による海外視察は、当該議会が、特定の議員を派遣し、その結果を報告させることで、新たな知見を議会にもたらし、その審議能力を強化することを目的に行われるべきものである。

そして、議会による海外視察は、上記目的の有無や内容を議会の審議を経て確認し、議会において、特定の目的で特定の場所に議員を派遣をすること及び派遣する議員を決定し、終了後には報告書を議長に提出させて閲覧に供し、その成果を共有することが予定されている。

- (2) 上記のことからすると、議会による海外視察の決定には、2つの意味が含まれると解される。すなわち、一つは「特定の議員を特定の場所に派遣する」という積極的な意味であり、他方は、「派遣される議員以外が議会で決定した派遣場所に公費で行くことは特段の事情が無い限り必要でない。」という消極的な意味である。

その理由は、以下の通りである。

- ① 議員の派遣、特に海外視察には、多額の費用を要するのが通常であるところ、議員個人の政務活動としてではなく議会として特定の議員に絞って派遣をすることは、費用の節約の意味合いがある。派遣議員以外の議員が同行視察し費用を支出することはかかる趣旨を没却することになる。
- ② 議会が特定の議員を派遣すると決定した以上、同一行程の視察の成果は、

当該派遣議員によりもたらされるので、同行視察は重複以外の何物でも無く議会の権能の強化に全く結びつかない。

③ 派遣議員として決定していた議員が、特段の事情もないのに参加を取り消すことについて寛容な宮城県議会の現状（甲5，甲6）に鑑みれば、逆に後に派遣議員を追加する決定をすることは容易である。

④ 海外視察については、議会の決定の際、派遣議員の氏名が明らかになっており、また報告書の提出が義務づけられているので、報告書の閲覧、派遣議員への質問などによりその成果の共有は容易である。

(3) 以上のとおり、議会の決定には、同行視察を認めないという趣旨が含まれている以上、同行視察は、特段の事情が無い限り許されず、同行視察をした議員において、特段の事情を主張立証できない限り違法になると言うべきである。

(4)ア なお、仙台高判平成20年11月11日は、政務調査費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟における主張立証責任について、以下のとおり判示している。

『一般に、不当利得返還請求訴訟においては、返還を請求する者において、当該利得につき『法律上の原因を欠くこと』を主張立証すべきであると解されるが、およそ考えられる一切の法律上の原因の不存在を主張立証しなければならないものではなく、具体的事実及び証拠との距離を考慮しつつ、当該事案において通常考えられる程度に利得の保持を正当化する原因が存在しないことを主張立証することにより法律上の原因の不存在が事実上推定され、相手方においてこれに反証する必要が生ずると言うべきである。』

政務調査費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟においてこれをみるに、交付された政務調査費の具体的使途を特定して主張立証し、それが使途基準を逸脱することを明らかにするまでの必要はなく、使途基準に合致した政務調査費の支出がなされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実（以下『使途基準不適合を推認させる外形的事実』という。）の存在が主張立証された場合において、各会派がこれに適切な反証を行わないときは、当該政務調査費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると推定されるというべきである。』

イ 同行視察は、同行視察行為そのものが、使途基準に合致した政務調査費の支出

がなされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実であるから、同行視察があつた場合は、特段の事情が無い限り違法になるというべきである。

第6 本件同行視察の違法性

1 同行視察を許すべき特段の事情の不存在

本件同行視察には、以下のとおり同行視察を許すべき特段の事情が存在しないことは明らかである。

2 本件同行視察は、本件海外視察とほぼ全行程が一致している

菊地恵一議員は、本件海外視察に同行視察をしたことを認めている。菊地恵一議員は、平成26年5月7日は派遣議員らと行動を共にしなかったが、これは体調不良でホテルで静養しただけのことであり、異なる目的で視察をしたりしたわけではない。

3 菊地恵一議員が同行視察を行ったのは「90万円の温存」以外の理由はない

ア 菊地恵一議員は監査委員からの聴き取りに対し、以下のとおり回答している。

『一方、菊地恵一はその頃より他の地域への別項目の調査視察を企画中であり、また「宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領」並びに平成18年10月2日付の議員海外調査費についての通知により、海外視察は任期中2回まで、合計90万円の範囲内の支給とされており、さらに、この海外視察費の支給と政務活動費からの支出を「合算」して対応することは不可である旨を議会事務局より確認した。

したがって、菊地恵一が今回の視察に参加し、海外視察予算の一部を支出した場合、その残金と政務活動費を合算して他の視察を行うことが不可能であることから、当初、菊地恵一はベトナム社会主義共和国への視察調査については企画・準備・手配・関係先との連絡調整等の諸準備を担うものの、参加の予定はなかった。』

イ 菊地恵一議員は、本件海外視察の企画立案に関わっており、派遣議員に加わろうとすれば容易にできたにもかかわらず、単に将来の議会による海外視察の際に費用の支弁が得られるようにするためあえて同行視察を選択したものである。自らが企画に関与した視察である以上、本件同行視察には、菊地恵一議員に派遣議員らと異なる視察目的は無かったことは明らかである。

ウ 宮城県議会事務局が作成した県議会議員の海外渡航に伴う便宜供与について

(甲4)は、平成26年4月7日付であるところ、当該文書にすでに菊地恵一議員の名前が挙がっていること、菊地恵一議員が当初から本件海外視察の企画立案に関わっていることからすれば、菊地恵一議員は、最初から同行視察の意向があったことは明らかである。

エ なお、本件海外視察に派遣されることが決定していた寺澤正志議員は、平成26年4月15日付で、「関係諸団体総会出席のため」という理由で議員派遣取消申出をし、同年5月21日付で同議員の派遣が取り消された(甲1, 甲5, 甲6)。

本件視察の企画は平成26年3月14日付で提出されており、同月20日には派遣が決定しているところ、寺澤正志議員の取消申出は同年4月15日であるから、上記派遣決定から同年4月15日までの間に「関係諸団体総会出席」が決定したものと思われる。

議会の議員派遣決定より後に予定が入ったと思われる「関係諸団体総会への出席」を優先し、議会もこれを認めて安易に取消を認めているのであるから、逆に、派遣議員を追加することも容易であったものと推認される。甲5の書式も、「議員派遣変更・取消申出書」となっており、派遣議員を変更することも当然予定されている。

4 本件海外視察の議会決定に当たり、菊地恵一議員は賛成した

平成26年3月20日の本件海外視察を認める宮城県議会の決定は、質疑応答も無かった上、異議無く可決しており、菊地恵一議員自身も当該派遣決定に賛成している。すなわち、菊地恵一議員自身が派遣されないことを、自ら議会において認めたのである。それにもかかわらず同行視察することは、背理であり、また他の議員を信用していないことにもなる。

5 まとめ

以上の事情からすれば、本件同行視察には、同行視察を許すような特段の事情がないことは明らかであり、地方自治法第100条第14項に違反し違法であることは明らかである。

第7 宮城県の損害

1 宮城県の損害額

宮城県が、本件同行視察により蒙った損害は、442,394円であり、内訳は不明であるが、平成26年10月15日、同月20日及び同年12月18日の3回

に分けて交付された（甲1）。

2 菊地恵一議員は、同行視察の費用を政務活動費から支出することは許されないにもかかわらず、違法に収支報告書に同行視察の費用を申告した。自由民主党・県民会議は政務活動費を宮城県から受領しており適法に支出すべき義務を負うところ、これを怠り違法に菊地恵一議員の同行視察費用を政務活動日から支出することを許し、442,394円を菊地恵一議員に交付した。これにより、宮城県は、上記政務活動費分の損害を蒙った。

よって、菊地恵一議員及び自由民主党・県民会議の行為は、共同不法行為として連帯して損害賠償義務を負う（民法719条、同709条）。

3 また、菊地恵一議員は、本件同行視察の費用は政務活動費として宮城県から受領することはできないにもかかわらず、自由民主党・県民会議を通じて442,394円を受領しているため、法律上原因なくして利得を受け、それにともなって宮城県に損害を被らせているから、442,394円の不当利得返還義務を負う（民法704）。

第8 監査請求の前置及び監査結果（甲1）

1 原告は、宮城県監査委員に対し、平成26年11月28日付で、本件に係る監査請求を行った。

2 これに対し、宮城県監査委員は、上記監査請求を棄却する判断をし、同監査結果は平成27年1月26日に原告に通知された。しかしながら、これまで述べたとおり、同監査結果が不合理であることは明らかである。

第9 結語

以上のとおり、同行視察は、特段の事情の無い限り違法であるし、本件同行視察には特段の事情は全くなく違法であることは明らかである。

議会派遣の制度と、政務活動費の制度は、議会の権能を拡大するために認められた制度であり、「議会派遣」と「政務活動」の財布の使い分けにより、議員により多くの海外視察をさせるために作られた制度ではない。

宮城県監査委員は、本件同行視察について、「公務である議会決定の視察と公務とは明らかに区別されるべき議員の政務活動が一体となって実施されることは、それぞれの制度の必要性や趣旨を考えれば混乱を招くことにもなりかねない。また、いずれも財源が公費であることを思料すれば、県民の理解を得ることが難しい。」とま

で述べている。

しかし、宮城県議会事務局、菊地恵一議員さらに政務活動費で同行視察を認めた自由民主党・県民会議も、上記の理を全く理解していない。

そこで、宮城県は、菊地恵一議員及び自由民主党・県民会議に対し、不当利得返還請求権ないし不法行為に基づく損害賠償請求権があるので、請求の趣旨記載の判決を求める次第である。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

添付書類

資格証明書	1通
委任状	1通
証拠説明書	2通
甲号証写し	各2通

本件海外視察の概要

名称 ベトナム社会主義共和国における本県企業の進出実態、現地地方政府による企業進出奨励策、工業団地・新市街地形成状況、第一次産業の実態等に関する調査

期間 平成26年5月5日～5月9日（5日間）

場所 ベトナム社会主義共和国

議員 今野隆吉、相澤光哉、畠山和純、小野隆、長谷川洋一、本木忠一、外崎浩子

費用 3、448、664円

(受領額3、939、314円から寺澤正志議員の490、650円返納分を差し引いたもの)

派遣議員ら及び寺澤正志議員への宮城県からの支出額一覧

	航空賃	現地交通費	国内交通費	宿泊料・雑費	旅行雑費	調整費	合計	証拠
今野隆吉	254,360	171,000	1,728	60,000	4,010		491,098	
相澤光哉	254,360	171,000	1,120	60,000	4,010		490,490	
畠山和純	254,360	171,000	8,064	60,000	4,010		497,434	
小野隆	254,360	171,000	1,568	60,000	4,010	3,650	494,588	
長谷川洋一	254,360	171,000	1,248	60,000	4,010		490,618	
本木忠一	254,360	171,000	3,968	60,000	4,010		493,338	
外崎浩子	254,360	171,000	1,728	60,000	4,010		491,098	
寺澤正志	254,360	171,000	1,280	60,000	4,010		490,650	